

御取引先の皆様へ

令和6年 5月 発行



トキワの森 通信

第22号 株式会社トキワ薬品化工

皆様との植林活動により、現在**4,722本**の木が森に植えられました！

2
0
0
8
年



2
0
2
0
年



「排出事業者責任」について

排出事業者責任とは「事業活動に伴い発生した廃棄物は、排出事業者が責任を持って適切に処理しなければならない」という決まりのことです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）の第三条第一項にて定められています。

排出事業者の責任と役割

排出事業者には、処理責任、委託基準遵守、産業廃棄物管理票交付義務、委託した場合の最終処分までの注意義務などが定められています。

委託業者へ処理を委託しているからといって排出事業者責任がなくなるものではありません！

廃棄物処理を委託している排出事業者に求められている責任の例として、
「委託業者へ廃棄物情報を明確に提示し、処理が最後まで適正に処理されるように必要な**措置を講ずる事**」
「廃棄物を引き渡した後はマニフェスト情報の確認を行い、適正に処理されているかの**確認を行う事**」
などが義務付けられています。

排出事業者責任の違反例

- ・廃棄物の投棄禁止違反・・・不法投棄（委託業者が行った場合にも適用）
- ・マニフェスト確認義務違反・・・所定の期日内に処理が適正に行われておらず、確認を怠った場合等
- ・注意義務違反・・・著しく安い価格で業者に委託し、委託業者が不適切な処理を行っていた場合等

委託業者が起こした事件・事故でも排出事業者側にも責任や罰則を問われる事となりますので、委託業者の選定は徹底して見極める必要があります。

上記のような法令違反をお客様が気付かないうちに犯してしまわないよう、当社ではマニフェストの電子化、優良認定*やISO14001を取得し、廃棄物の適正処理に努めております。



※優良認定制度とは通常の許可基準より厳しい基準をクリアした業者に各都道府県が認定する制度



医療施設の閉院に伴う廃棄物に関して

医療施設の閉院を検討された際、医療機器や機密文書など簡単に廃棄出来ないと悩まれる方も多いのではないのでしょうか。

当社では医療施設から排出される廃棄物の運搬処分も行っております。医療機器や診察用ベッド、または医薬品、機密文書まで多様なニーズにお応えできるようにしております。閉院だけでなく、機材の入替えや古くなって廃棄したいモノでも承っております。



お客様からお預かりした廃棄物は運搬後、廃棄物の種類ごとに処分会社へ搬入し、処分致します。回収には契約が必要となりますので、現地確認をさせて頂き、御見積致します。(見積無料)

お困りの際は是非、トキワ薬品化工へご連絡ください。



回収依頼フォーム



ご依頼はこちらから

ご契約者様へのご案内 24時間対応可！
回収依頼フォームを開設しました

24時間365日いつでも回収依頼ができるよう、弊社のホームページ上に回収依頼フォームを開設しています。



回収依頼フォームにてご依頼頂いたお客様へは、受け付け完了メールもお送りいたしますので、回収連絡の漏れも防ぐことができます。是非、今後回収のご依頼を頂く際は、下記フォームをご活用ください。

編集後記

営業本部の小波本です。今回よりトキワの森通信に関われる事になりました。引き続き皆さまのお困りごとにお役立て頂けるような情報とお知らせを発信してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします！今年の桜は早々に散ってしまい、季節はあっという間に梅雨の時期ですね。ちなみに私は梅雨明けに咲くアサガオと夏が好きです。梅雨時期の寒暖差に気を付けながら、もう少しの初夏を楽しみましょう！